

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 69 号

新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部を改正する条例

新潟市新津地区グリーンセンター条例（平成 16 年新潟市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「市長が研修センターの利用を許可するとき」を「研修センターの利用の開始前まで」に改める。

第 14 条第 2 項第 2 号中「3 日前」を「前日」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	使用料の額（円）		
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	1 日（午前 9 時から午後 5 時まで）
研修室	520	1,040	1,300
和室	520	1,040	1,300
料理実習室	780	1,560	1,950
食品加工室	780	1,560	1,950

別表備考 2 中「100 円」を「10 円」に、「50 円」を「5 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の改正規定及び第14条第2項第2号の改正規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市新津地区グリーンセンター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市新津地区グリーンセンターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。